

(案)

新型コロナウイルス感染症 緊急対策

〈第2弾〉

令和2年5月27日
多摩市

1 市民のくらしを守る

(1) 介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所への支援【1億17百万円】

① 介護保険事業所・障害福祉サービス事業所等事業継続応援金

介護保険事業所や障害福祉サービス事業所では、重症化リスクのある高齢者や基礎疾患がある方へのサービス提供機会が多いことから、これらの事業所に対して感染防止の対策に必要な費用等に使える応援金を支給することで、利用者やその家族の生活を継続するうえで欠かせない介護保険サービスや障害福祉サービスの提供基盤を守ります。

【対象】

- ・市内において介護保険事業を行う事業所
- ・市内において障害福祉サービス事業、地域生活支援事業における移動支援事業・日中一時支援事業を行う事業所

【給付金額】

- ・1事業所あたり30万円

② 介護保険事業所・障害福祉サービス事業所等感染拡大防止対策給付金

介護保険事業所や障害福祉サービス事業所等の施設において感染が集団発生した場合に、感染の発生を公表し自主的に事業所を臨時休業する等、積極的に更なる感染拡大防止対策に貢献した市内事業所に対して、臨時休業による影響を下支えし、その後の円滑な再開を促すため、1事業所300万円を上限とする給付金を給付します。

(2) 2ヶ月分の下水道使用料の実質無料化【2億50百万円】

1か月につき50m³以下の下水道使用料2ヶ月分を全額減免することで、一般家庭及び小規模店舗等における下水道使用料を実質^{*}無料化します。また、下水道使用量50m³以上の大口需要者の下水道使用料負担の軽減を図ります。

最大減額幅：2ヶ月で100m³使用した場合最大14,696円

(※)世帯人員別の1か月あたりの平均使用水量(出典：東京都水道局平成28年度生活用水実態調査)

1人：8.2m³、2人：15.9m³、3人：20.4m³、4人：24.3m³、5人：28.5m³、6人以上：33.9m³

(3) 障がい者就労施設への布製マスク作成委託【1百万円】

新型コロナウイルス感染症の影響で、通常の活動では利用者の工賃確保が困難になっていることから、障がい者就労施設に対して布製マスクの作成を委託し、当該事業所で働く障がい者の工賃向上を支援します。また、作成した布製マスクは学童クラブの利用児童に配布し、感染予防に活用します。

(4) 生活困窮者相談窓口の体制強化【5百万円】

新型コロナウイルス感染症の影響で相談件数が増加している「しごと・くらしサポートステーション」における生活困窮者自立相談支援事業(市委託事業)の相談体制を強化します。

2 中小企業等を支える

(1) (仮称)がんばろう事業者応援支援金【3億70百万円】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上が減少しているながら、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者・小規模企業者等に対して、支援金を給付します。

【対象】

・売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している法人又は個人事業主

【給付金額】

- ・法人(従業員6人以上) 30万円
- ・法人(従業員5人以下)・個人事業主 20万円

(2) 勤労者福祉対策【10百万円】

市内中・小規模事業所で働く事業主と従業員に対する福利厚生については、景気動向の影響を受けやすいことから、多摩市勤労者市民共済会に対して、令和2年度に限り会員の会費分(1人あたり月額500円×最大12か月)を補助することで、中・小規模事業所の事業主と従業員の就業環境の維持を図ります。

3 子どもたちに寄り添う

(1) ICTを活用した教育の加速【9億65百万円】

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴って顕在化した課題などを踏まえ、緊急時においても対応できる全ての子どもたちの学びの環境を早期に整えるため、1人1台のタブレット端末の整備を行うとともに、校内ネットワークを強化し、校内 LAN 環境を整備します。

(2) 安心して通学することができる環境整備【17百万円】

学校現場において、児童・生徒等で新型コロナウイルス感染症の感染が広がらないよう、登校時において体温が高い児童・生徒を見逃さないため、サーモグラフィを配備します。

(3) 学校再開後における学校給食費への対応【60百万円】

緊急事態宣言解除に伴う小・中学校の再開により、通常と異なる形で追加的に提供することとなる学校給食の給食費(6月分17回分、8月分11回分)については、保護者の負担とせず、公費により負担します。

(4) 保育所及び幼稚園における感染症対策【23百万円】

新型コロナウイルス感染症の予防のために保育施設や幼稚園が要した経費(例:マスク、消毒用エタノール、体温計や空気清浄機などの購入費や施設消毒の費用など)について50万円*を上限に補助します

(※)令和元年度に本補助金を受けている場合は2か年合計で50万円が上限

(5) 放課後等デイサービスの利用者負担の補助【4百万円】

家庭の孤立化防止や支援が必要な家庭へのサービス提供の推進等を図るため、学校が臨時休業した場合の放課後等デイサービスの利用において追加的に生じた利用者負担や、代替サービスを提供した際の利用者負担を補助します。

4 地域医療を守る

(1) PCR 検査センターの運営支援【17 百万円】

多摩市医師会と連携協力のもと、PCR 検査の必要がある市民の方が適切に検査を受けることができ、治療が必要な方を確実に医療機関につなげていくことを目的として設置した PCR 検査センターの運営を支援します。

(2) 東京都第三次救急指定病院への支援【38 百万円】

市立病院を持たない本市において、市内の東京都指定三次救急指定病院では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、三次救急の機能に加え緊急的な対応が増加し、通常とは異なる対応が求められています。本市では、医療提供体制を確保するとともに、医療崩壊を防止することを目的として、市内の東京都三次救急指定病院に対して、給付金を支給します。

(3) 感染症予防のための備蓄整備【3 百万円】

今後の感染症予防することを目的として、ガウンやN95マスクなどの備蓄品を確保します。

5 新しい生活様式への歩みを進める

(1) タクシー事業者等への支援【1 百万円】

緊急事態宣言解除後においても、第2波、第3波への備えが重要となることから、タクシー及び観光バスにおける乗客から乗務員、さらに乗務員から他の乗客への2次感染を防ぎ、市民の安全・安心な移動手段を確保すること等を目的に、タクシー事業者及び観光バス事業者が行うセパレーターシート等の設置に対して支援を行います。

(2) 「健康二次被害」を防ぐための啓発実施【1 百万円】

約1ヶ月半に及んだ緊急事態宣言に伴う外出自粛などで「健康二次被害」が懸念される高齢者等に対し、ウォーキングマップの配布等を行うことで、新しい生活様式を踏まえたウォーキングを促します。

(3) 多摩市新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金の受付

「新型コロナウイルス対策に役立ててほしい」といった市民の気持ちにこたえるため、6月1日から多摩市新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金の受付を開始します。なお、いただいた寄附金は、PCR 検査センターの運営支援をはじめとする各種の対策に活用します。

(4) 感染症と自然災害との複合災害に備えるための災害対策用資器材整備

【16百万円】

感染症と自然災害との複合災害に備え、避難所における1人あたりのスペースを見直していくため、避難所運用の見直し検討と並行して、災害対策用資器材を整備します。